

仕 様 書

1. 件 名

令和8年度 デジタル地域通貨推進業務委託 その2

2. 委託期間

契約日 から 令和9年3月31日（水） まで

3. 担当部課

市川市 経済観光部 デジタル地域通貨推進課

4. 総 則

(1) 目的

市川市（以下「委託者」という。）は、地域経済と市民活動の活性化を図るため、市川市内でのみ利用できるデジタル地域通貨事業（以下「事業」という）に取り組んでいる。

デジタル地域通貨の発行を通じた市内の資金循環により、消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、エコ活動やボランティア活動のインセンティブとして、市内の店舗（以下「加盟店」という。）で利用できる行政ポイントを付与することで、市民活動の活性化を図るものである。

本委託契約は、物品の作成・送付をはじめとした加盟店への支援及び加盟店へのデジタル地域通貨の精算金の振込といった事業運営支援のほか、事業の効果検証を委託するものである。

受託者は、この目的を十分に理解し、正確・丁寧かつ実行経費の軽減を図り、この業務を期間内に遂行しなければならない。

(2) 前提条件

デジタル地域通貨運用システムにおける地域通貨及び行政ポイントは、加盟店での決済に利用できるものとする。

業務の実施にあたり必要となるデジタル地域通貨運用システムの操作マニュアルや事業の概要等については、必要に応じて委託者が受託者まで提供するものとする。

デジタル地域運用システムの操作にあたり必要となるシステムの管理アカウントへのログイン情報については、委託者から受託者まで提供するものとする。ただし、システム操作に用いるクライアント PC については、委託者の負担で用意することとする。

デジタル地域通貨運用システムには、各店舗におけるデジタル地域通貨の利用実績に基づき、各加盟店への振込データ（全銀協規定フォーマット）を出力する機能を有するものとする。

令和8年度事業の概要については、別添1「令和8年度 市川市デジタル地域通貨推進事業 実施要領」を参照すること。

(3) 業務の指示及び監督

受託者は、本委託を遂行するにあたって、委託者監督職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

(4) 業務の責任範囲

本業務を遂行するに当たって、受託者は、事業の運営支援業務について責任を負うものとする。なお、業務の内容に応じて、委託者が認める範囲で再委託することを可とする。

5. 委託内容

以下のA～Cに記載する事業運営支援業務を行うものとする。

A 制作物等の作成及び発送

デジタル地域通貨事業の広報物及び加盟店が利用する物品を制作するとともに、加盟店等へ発送すること。なお、各制作物は1部ずつ、別途委託者へ納品すること。

すべての制作物について、原稿（キャラクター、ロゴ、文字等の配置といったデザインの原案を含む）については、委託者が作成するものとする。

制作にあたり、1制作物あたり2回の校正を行うこととする。ただし、初回の校正で印刷デザインが決定した場合は1回の校正のみで構わないものとする。

物品のデザイン及び印刷データ調整は委託者が準備するが、受託者はトンボ等印刷に係る設定を確認し、印刷に支障がある場合は修正を委託者に指示することとする。

(1) 制作物

●加盟店用ポスター（A2/カラー/片面/マットコート）	2,000 枚
①カード利用可能店舗用	500 枚
②カード利用不可能店舗用	1,500 枚
●加盟店ステッカー（120×120mm/カラー/片面/角丸/ユポフィルム及び UV カットフィルム加工）	2,000 枚
①大企業店舗用	500 枚
②中小企業・個人事業主店舗用	1,500 枚

(2) 物品の発送

委託者が指定する発送先へ、送付状（A4 サイズ、片面、モノクロ）を同封したうえで、物品を送付すること。

なお、発送費用については本委託契約に含むこととする。

発送種別	発送物	発送時期	納品先及び発送数
加盟店等への 個別発送	5. 委託内容 ①	6月下旬	<納品先> 委託者が別途提供する送付先への直接納品 <発送数> 約 850 か所（ポスターケース（A2 にて））
	5. 委託内容 ①	6月下旬	<納品先> 市川市役所第 1 庁舎 （市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号） デジタル地域通貨推進課 ※上記「約 850 か所」へ発送後の残部を、一括で 納品するものとする。
	5. 委託内容 ②	7月下旬	<納品先> 委託者が別途提供する送付先への直接納品 <発送数> 約 1,300 か所（角 2 封筒にて）
	5. 委託内容 ②	7月下旬	<納品先> 市川市役所第 1 庁舎 （市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号） デジタル地域通貨推進課 ※上記「約 1,300 か所」へ発送後の残部を一括で 納品するものとする。

B 精算金振込業務

デジタル地域通貨や行政ポイントの利用実績に応じて、加盟店に対して精算金の振込を行うこと。1 件あたりの振込に対する利用期間、締日及び振込日については、別添 2「精算金振込業務について（精算スケジュール）」に基づくものとする。

また、受託者による振込の完了後、精算費用を本委託契約金額とは別に委託者まで請求することとする。ただし、必要と認めるときは、委託者に対して概算払いにて請求できるものとする。

なお、精算に係る振込手数料は、本委託契約金額に含むものとするが、実績に応じた単価契約とする。

（1）振込データの作成

デジタル地域通貨及び行政ポイントの利用実績に基づき、振込先及び金額の一覧表を作成し、振込前に委託者の許諾を得ること。

なお、加盟店のうち、大企業が経営する店舗については、利用実績額のうち 1%を加盟店負担額として控除する運用を行うことから、振込データの作成時に、委託者が別途指定する大企業が経営する加盟店への振込額については、1%分の金額を控除した振込データを作成すること。

（2）加盟店への振込

B（1）で作成した振込データに基づき、振込を行うこと。

振込に不具合が生じた場合、速やかに原因の特定を行うとともに、委託者に報告し、速やかな振込へ向けた対応を行うこと。

(3) 振込完了メールの送信

振込完了後に、振込が完了した旨（金額、振込日記載）のメールを、加盟店宛に送信すること。

メールの送信は、デジタル地域通貨運用システムを活用することとし、操作フローは別添 3「デジタル地域通貨運用システム メール送信マニュアル」を参照すること。

(4) 帳簿の作成

加盟店への精算にあたっては、振込時の名義を「イチカワシ イチコジムキョク」とすることとし、精算金に係る帳簿を作成して、委託期間終了時に委託者の求めに応じて帳簿を提出すること。

(5) 振込件数

想定加盟店数及び振込件数（予定）	
加盟店数	約 1,300 店舗
振込件数（予定）	最大約 18,000 件 (900 店舗分 × 20 回)

C 効果測定及び分析

委託者が実施したアンケート調査の結果等から、デジタル地域通貨による市内の消費喚起や経済波及効果といった経済効果を算出すること。また、利用者や加盟店の意見等、サービス改善に資する情報を分析すること。

(1) アンケートの集計及び分析

委託者が提供するオンラインアンケートの集計結果を用いて、産業連関表を用いた経済波及効果など、経済効果の分析を行うこと。

(2) 事業効果の検討・考察

(1) にて分析した情報を基に、デジタル地域通貨の事業展開について、検討及び考察を行うこと。検討及び考察にあたっては、下記の観点を盛り込むこと。

- ①事業実施コスト
- ②地域経済活性化への影響
- ③市民活動活性化への影響
- ④財源の確保へ向けた手法
- ⑤行政ポイント制度の活用手法

(3) 報告書の作成

令和 9 年 1 月下旬頃までに、アンケートの分析結果等に関する報告書（A4/カラー/簡易製本）を作成のうえ、電子データとともに提出すること。

6. 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受託者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により委託者にその旨を通知し、委託者の承諾を得て変更するものとする。

(1) 執務

受託者が指定する作業場所（※契約締結後に速やかに場所を特定し、委託者の承認を得ること。）

(2) 打合せ

市川市役所第1庁舎（市川市八幡1丁目1番1号）にて行う（12回程度を想定）

（※必要に応じ、インターネット会議での開催も可能とする。その場合、インターネット会議の利用に必要となるWeb会議システムのライセンスは、受託者の負担で用意すること。）

7. 業務実施責任者の設置

業務実施責任者には、同種業務について5年程度の実施経験を有し、事業運営支援業務に係る担当者との連絡調整を行い、円滑な業務運営を行う者を置くものとする。

8. 提出書類及び報告書（納品物）

受託者は、次に示す納品物一覧表の書類を提出期限内に提出するものとする。

なお、契約期間の最終月については、納品一覧表の記載に関わらず、提出期限は最終月の月末までとする。

納品物 一覧表

No.	納品物	提出期限
1	業務実施計画書	委託開始日から7日以内
	業務実施体制図	
	スケジュール	
	業務実施責任者名（及び経歴）	
	業務従事者名簿	
	緊急時連絡体制表	
2	進捗管理票及び進捗報告書	委託期間内随時
3	議事録	
4	「5. 委託内容のA制作物等の作成及び発送」における作成物	委託期間内随時
5	「5. 委託内容のC効果測定及び分析」における報告書	令和9年1月末
6	業務完了報告書（委託者指定様式：別紙1）	業務完了日まで
7	完了届（委託者指定様式：別紙2）	委託期間終了日

※一般のパソコンで扱えるファイル形式の電子データとして、委託期間終了日までに納品すること。

※受託者は、報告書等のタイトルを明記の上、紙媒体（A4またはA3/カラー/簡易製本）にて1部、委託者に提出するものとする。

※内容に変更、追加が生じたときは、委託者と受託者が協議してこれを定めることとする。

9. 納品場所

「8. 提出書類及び報告書（納品物）」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

10. 契約不適合責任

契約約款にかかわらず、本委託契約による作業の結果が、契約の目的に沿わない、又は委託内容に適合しないことを委託者が認識した場合、委託期間終了日から12か月以内の間に受託者に対して書面による通知が行われ、当該不適合が受託者の責に帰すべき事由にのみ起因する場合、委託者は受託者に対して不適合部分の修補を求め、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。

11. 秘密の保持

(1) 受託者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 受託者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 情報セキュリティの確保

受託者は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13. 著作権について

(1) 著作権の譲渡等

①受託者は、目的物（未完成のものを含む。）又は目的物を利用して完成させた物（以下「著作権に係る目的物等」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第21条から第29条に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権」という。）のうち、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者に帰属するものを、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者は、委託者の承諾を得て、目的物又は著作権に係る目的物等を利用することができるものとする。

②委託者は、受託者が目的物又は著作権に係る目的物等の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができるものとする。

③前2項の規定にかかわらず、目的物に受託者又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合の当該著作権は、受託者又は第三者に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の制限

①受託者は、委託者に対し、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き次に掲げる行為をすることを許諾すること。

- a. 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表すること。
 - b. 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を、デジタル地域通貨運用システムに係る事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で複製し、又は改変すること。
 - c. 目的物又は著作権に係る目的物等を、デジタル地域通貨運用システムに係る事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - d. 目的物又は著作権に係る目的物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。
- ②受託者は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除きあらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表してはならない。
- ③受託者は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除き委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権の侵害の防止

- ①受託者は、受託者が委託者に引き渡した目的物の全てについて第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害するものでないことを保証すること。
- ②受託者が前項の規定に違反し、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

14. 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

15. その他

- (1) 契約履行上の疑義については、委託者と受託者とが協力して解決すること。
- (2) 受託者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。